相模原市公告

　　　令和６年度第１回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集について

　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）第５３条第２項の規定に基づき、令和６年度第１回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公告します。

令和６年　１０月　１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　相模原市長　本村　賢太郎

１　趣旨

　　行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１１１条の規定に基づいて、市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

２　提案の対象となる個人情報ファイル

　　提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、相模原市役所の各行政資料コーナーにおいて閲覧することができ、又は市ホームページの「個人情報ファイル簿の作成及び公表」（下記のアドレス）に掲載しています。

　＜個人情報ファイル簿の格納場所＞

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026896/shikumi/1026899/1028186.html

【参考】

　　次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

（１）個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第６０条第３項第１号）

（２）個人情報ファイルについて、相模原市情報公開条例（平成１２年相模原市条例第３９号）による公文書公開請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの

　　①個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第６０条第３項第２号イ）

　　②相模原市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第６０条第３項第２号ロ）

（３）行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第６０条第３項第３号）

３　提案の主体（提案者の要件）

　　行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の

　団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

　　ただし、法第１１３条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれか

　に該当する者は提案できません。

　　①未成年者

②心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの

③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

④禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

⑤法第１２０条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除さ

れ、その解除の日から起算して２年を経過しない者

⑥法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

　　（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案し

　　　 てください。

４　募集期間

　　令和６年１０月１７日（木）　～　令和６年１１月１８日（月）まで

５　提案の方法

（１）提出書類

　　　提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

　　　〇提案書類

　　　　①提案書…１部

　　　　　□行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第1号様式）

　　　　②添付書類…各１部

　　　　　□誓約書（第２号様式。上記３の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

　　　　　□行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力

　　　　　　ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書

　　　　　　面（事業計画、事業内容、目的・効果等を具体的に記載した書面。任意の様式）

　　　　　□提案をする者の本人確認書類（注１）

　　　　　□その他市長が必要と認める書類（注２）

　　　　　□委任状（代理人の権限を証する書面）（注３）

　　　〇提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026896/shikumi/1026899/1028193.html

（注１）提案する者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前６か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

　　（注２）「その他市長が必要と認める書類」は、提案書の連絡先に記載される担当者の本人確認書類を添付してください。当該確認書類としては、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しになります。

　　（注３）代理人による提案をする場合に限ります。

（２）提案書類の提出方法

　　　持参（注１）又は郵送（注２）により提出してください。

　　　（注１）持参による場合は、平日の午前８時３０分から午後５時まで（年末年始を除く。）

　　　（注２）郵送による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

　　　〇提案書類の提出先

　　　　〒２５２－５２７７

　　　　　神奈川県相模原市中央区中央２－１１－１５

　　　　　　相模原市総務局情報公開・文書管理課情報公開班

６　提案の審査基準

　　提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

　　　①提案者が法第１１３条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと

②提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の

効果的な活用の観点からみて１，０００人以上であり、かつ、提案に係る個人

情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること（注）

③特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用い

る保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして

規則第６２条で定める基準に適合するものであること

④行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活

力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

⑤利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法

からみて必要な期間であること。

⑥提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な

　管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保

護するために適切なものであること。

⑦行政機関等の長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該

行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

　　（注）提案に係る個人情報ファイルを構成するデータの一部を抽出して行政機関等匿名加工情報を作成するよう提案する場合は、データの抽出条件等を提案書に明記してください。また、行政機関等匿名加工情報の本人の数による加工が困難な場合は、抽出条件等について、別途調整をお願いする場合があります。

７　審査結果の通知

　　提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

８　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して第３号様式「審査結果通知書」とともに同封する第４号様式「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書２通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、第５号様式「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

９　留意事項

（１）提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとしま

　　す。

（２）市からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。

（３）提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。

（４）市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は市に帰属します。

（５）行政機関等匿名加工情報の利用は、契約に基づくものであるため、行政不服審査法　（平成２６年法律第６８号）の対象外となります。

（６）提案書類は返却しません。

１０　提案に関する連絡先

　　提案の手続き等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせ

ください。

　なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇提案に関する連絡先

　相模原市総務局情報公開・文書管理課情報公開班

　　　電話　０４２－７６９－８３３１

　　　Fax　 ０４２－７５４－２２８０

　　　電子メール　koukai@city.sagamihara.kanagawa.jp